

平成29年12月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

## 乙訓環境衛生組合議会平成29年第4回定例会会議録

### 目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	2
○開会	.....	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	議長の選挙について	3
○日程 4	管理者の諸報告	4
○日程 5	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について	
○日程 5	監査報告第6号 定期監査の結果報告について	6
○日程 6	第12号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
○日程 7	第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	8
○日程 8	第14号議案 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	10
○日程 9	第15号議案 平成29年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について	30
○閉会	.....	38

乙訓環境衛生組合議会平成29年第4回定例会

議事日程第4号

平成29年12月21日(木)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	北林重男議員	近藤宏和議員
	杉谷伸夫議員	
長岡京市	浜野利夫議員	富岡浩史議員
	山本智議員	
大山崎町	山中一成議員	岸孝雄議員
	波多野庇砂議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主事

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(10名)

山本圭一	管理者(大山崎町長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
安田守	副管理者(向日市長)
辻正春	監査委員
河野一武	事務局 局長
稲生義之	会計 管理者
古賀一徳	総務課 課長
服部潤	施設業務課 課長
松井貢	政策推進課 課長
山本昌一	施設業務課 主幹

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名  
日程 2 会期の決定  
日程 3 議長の選挙について  
日程 4 管理者の諸報告  
日程 5 監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について  
日程 5 監査報告第6号 定期監査の結果報告について  
日程 6 第12号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程 7 第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程 8 第14号議案 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について  
日程 9 第15号議案 平成29年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について

○会議録署名議員

向日市 近藤宏和議員  
長岡京市 浜野利夫議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時56分

○北林重男副議長 皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、議員から要求のありました資料が配付されておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成29年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、今回、長岡京市議会の議員改選によりまして、本組合議会議員に交代がございましたので、この際、ご紹介させていただきます。

本年10月24日付で本組合議会議員となられました浜野利夫議員。

○浜野利夫議員 長岡京市から選出されました浜野です。よろしくお願いいたします。しばらく間あいて、大分以前、こちらに来させてもらっていたんですけど、皆さんに追いつきますように頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○北林重男副議長 同じく、富岡浩史議員。

○富岡浩史議員 おはようございます。富岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします

ます。

○北林重男副議長 同じく、山本 智議員。

○山本 智議員 山本 智でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○北林重男副議長 それでは、日程に入ります。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、近藤宏和議員、浜野利夫議員の両議員を指名いたします。

○

○北林重男副議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○北林重男副議長 日程 3、議長の選挙についてであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、指名推選により行うことといたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、私、副議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、私、副議長において指名することといたします。

それでは、議長に富岡浩史議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました富岡浩史議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました富岡浩史議員が議長に当選されました。

富岡浩史議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

富岡浩史議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

富岡議員。

○富岡浩史議員 改めまして、おはようございます。

長岡京市の富岡浩史でございます。僭越ながら、議長就任に当たり一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま、議員諸公のご推挙によりまして、議長の大役を仰せつかりました。何分浅学菲才ではございますが、皆様方のご指導とご協力をいただきながら務めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○北林重男副議長 それでは、富岡議長、議長席におつきください。

(富岡浩史議長 議長席に着席)

○

○富岡浩史議長 日程4、管理者の諸報告であります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 本日、乙訓環境衛生組合議会平成29年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年末の大変ご多忙の中をご参集賜りまして誠にありがたく、厚くお礼を申し上げます。

ただいま副議長の方からご紹介がございましたが、去る10月24日の長岡京市議会臨時会におきまして、同日付で浜野利夫議員、富岡浩史議員、山本 智議員の各議員が選出され、お迎えいたしました議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしく願い申し上げます。

また、ただいま本組合議会議長に富岡浩史議員がご就任されましたこと、心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしく願い申し上げます。

なお、恐縮でございますが、この場をお借りいたしまして、組合理事者等の紹介をさせていただきます。

私が管理者を務めさせていただいております大山崎町長の山本圭一でございます。

次に、副管理者であります、長岡京市長の中小路健吾副管理者でございます。

○中小路健吾副管理者 どうぞよろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 同じく、副管理者であります向日市長の安田 守副管理者でございます。

○安田 守副管理者 よろしく申し上げます。

○山本圭一管理者 次に、代表監査委員であります辻 正春監査委員でございます。

○辻 正春監査委員 辻でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 その隣が、会計管理者兼会計課長の稲生義之でございます。

○稲生義之会計管理者 稲生でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本圭一管理者 続きまして、後列におります組合職員でございます。事務局長の河野一武でございます。

○河野一武事務局長 河野でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 総務課長の古賀一徳でございます。

- 古賀一徳総務課長 古賀でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本圭一管理者 政策推進課長の松井 貢でございます。
- 松井 貢政策推進課長 松井でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本圭一管理者 施設業務課長の服部 潤でございます。
- 服部 潤施設業務課長 服部でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本圭一管理者 施設業務課主幹の山本昌一でございます。
- 山本昌一施設業務課主幹 山本でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本圭一管理者 どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、管理者諸報告をいたします。

初めに、第19回リサイクルフェアの開催結果についてであります。

リサイクル推進事業の一環といたしまして、平成11年度から開催をいたしておりますリサイクルフェアにつきましては、第19回目となる本年度は、去る10月15日の日曜日に、前年度と同様に、隣接する京都府流域下水道事務所の下水道フェアと同時に開催し、広く環境問題に対する啓発活動を実施したところであります。

当日は、悪天候にもかかわらず前年度と同様、約1,300名にご来場いただき、再生自転車53点、再生家具58点、ガラス製品93点を販売いたしました。また、ガラス工芸無料体験教室やごみ処理施設の見学にも多数参加され、盛大に終えることができ、所期の目的でありますごみの減量とリサイクルの推進につきまして、一層の啓発・啓蒙が図れたことと確信いたしております。

今後におきましても、より一層内容の充実を図り、引き続き環境問題に対する啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、組合長黒埋立用地の社会福祉法人乙訓福祉会への、一部無償貸付についてであります。

本件につきましては、去る9月22日に開催されました乙訓市町会定例会におきまして、社会福祉法人乙訓福祉会への当該用地の無償貸付期間の延長が承認されましたことから、平成29年12月1日付で社会福祉法人乙訓福祉会、乙訓市町会及び乙訓環境衛生組合の3者により、土地使用の貸借契約を締結したところであります。

なお、その無償貸付期間は、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの1年とし、貸付条件といたしまして、乙訓福祉会におきましては、協議検討がされた移転計画の進捗状況について、その都度報告を受けることといたしております。

最後に、大阪湾広域臨海環境整備センターへの廃棄物処理委託量についてであります。

本組合ごみ処理施設から生じます焼却灰の処分につきましては、大阪湾広域臨海環境整備センターが整備をしております大阪湾フェニックス処分場により委託処分を行っております。

昨年度までは、焼却灰の年間発生量であります約6,000トンの全量を大阪湾フェニックス処分場にて委託処分をしておりましたが、廃棄物の減量化に取り組み、大阪湾

フェニックス処分場の延命化を図るため、近畿2府4県及び大阪湾フェニックス事業に参画する168市町村で構成されます、大阪湾広域処理場整備促進協議会により設置されました減量化の目標に基づき、本年度以降の処分委託量は、年間発生量の約半数であります、年間3,000トンに抑制することとなり、3,000トンを超えるものにつきましては勝竜寺の埋立地で処分を行う計画でありました。

しかしながら、このたび、大阪湾フェニックス処分場に係ります基本計画の見直しによる受け入れ枠の変更が行われ、本組合におきましては、今後、平成44年度までの間、焼却灰の年間発生量の全量を大阪湾フェニックス処分場で処分することができる見込みとなったところであります。

今後におきましても、関係市町と協力し、乙訓地域における廃棄物の減量に向けた取り組みを進めるとともに、埋立地の延命化にも努めてまいります。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。

○**富岡浩史議長** 以上で管理者諸報告を終わります。

○

○**富岡浩史議長** 日程5、監査報告第5号、例月出納検査の結果報告及び監査報告第6号、定期監査の結果報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

辻監査委員。

○**辻 正春監査委員** おはようございます。

それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年10月24日に定期監査を実施いたしました。監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○**富岡浩史議長** 以上で、例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○**富岡浩史議長** 日程6、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは日程6、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行及び人事院規則の一部改正が行われたことに伴い、非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができるよう、育児休業等の取得環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第2条では、育児休業することができない非常勤職員の要件として、条例で定める場合に該当する場合につきましては、その養育する子が2歳に達する日までに任期が満了することを規定するものであります。

次に、第2条の4では、改正後の育児休業法第2条第1項の条例で定める場合として、その養育する子の1歳6カ月到達日において育児休業している場合等、また、育児業等に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合等を新たに規定するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

北林議員。

○北林重男議員 本条例の改正は、今、該当されない方は、そういう方、おられないと思うんですけども、将来にわたって該当するという可能性もあるということも含めて、条例改正ということで解釈していいのですね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回の条例改正につきましては、地方公務員育児休業法の改正に伴いまして改正させていただくものでございますが、議員おっしゃいましたとおり、今後におきましても非常勤職員の採用の可能性も踏まえておりますので、その場合において非常勤職員の勤務条件を規定するために、法に基づきまして今回条例改正をさせていただくものでございます。

○富岡浩史議長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第12号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○**富岡浩史議長** 日程7、第13号議案 乙訓環境衛生組職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本圭一管理者** それでは、日程7、第13号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る8月8日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がなされたところであり、その内容は、民間給与との格差の程度を踏まえ、月例給を引き上げるもの等でありました。

これを受けまして、政府は人事院勧告どおり実施することで11月17日に閣議決定がされ、給与関連法が12月8日に成立したところであります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法第24条第2項に規定される均衡の原則にのっとり、国や京都府、関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第1条では、12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、現行の0.85月分から0.95月分とし、平成29年度の期末・勤勉手の年間支給割合を4.3月分から4.4月分に引き上げ、再任用職員につきましても同様に引き上げるものであります。

また、給料月額におきましては、若年層に重点を置き、別表のとおり平均改定率0.21%の引き上げ改定を行うものであります。

次に、第2条では、平成30年度以降の勤勉手当につきまして、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率4.4月分につきましては変更ございません。再任用職員におきましても、一般職員と同様に6月期と12月期の配分を変更するものであります。

また、給料月額につきましては、人事院勧告及び関係市町の給与改定に鑑み、別表のとおり、平均改定率0.93%の引き下げ改定を行うものであります。

次に、本条例の施行期日ではありますが、第1条につきましては公布の日から施行し、

平成29年4月1日から適用することといたしております。ただし、勤勉手当の規定につきましては、平成29年12月1日から適用することといたしております。

また、第2条につきましては、平成30年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

北林議員。

○北林重男議員 来年度から実質的には賃金が下がるという形になるんですけども、これは国の基準よりも現時点では高いということで評価されて、引き下げということの解釈でいいのですか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今年度の組合職員の給料表につきましては、国よりも高く、京都府、それから向日市の給料表に準じた給料表となっております。

○北林重男議員 実質的には、来年の4月1日から下がるという形ですけども、本来ならば、もちろん国準拠ということも一つの考え方ですけども、各自治体において、労使交渉において本来決定されるべきものなので、それが第一義的には尊重されるということなんですけども、その辺で、十分職員の理解を得ると同時に、賃金というのは今後の働く意欲の糧になるものですから、その点を今後どう考えて、職員さんとのコミュニケーション、図っておかれるのかということについてお尋ねいたします。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、労使交渉というのが前提になってこようかと思えます。本組合につきましても労働組合というのはございませんけれども、組合の職員に対しまして職員協議という場を設定いたしまして、その場で今回の改正内容につきまして、ご報告をさせていただいているというような状況でございます。

また、その職員協議の中で、今の関係市町、また近隣の状況等々踏まえますと、十分理解はできるというようなご意見もいただいておりますので、今回、こういう形でご提出させていただいたというところでございます。

○富岡浩史議長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第13号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第13号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○**富岡浩史議長** 日程8、第14号議案 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本圭一管理者** それでは、日程8、第14号議案 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、廃棄物の減量化及び受益者負担の適正化を目的に、廃棄物処理手数料等の改訂を行うため、関係規定の改正を行うものであります。

廃棄物処理手数料につきましては、平成24年の本条例の全部改正におきまして、一般廃棄物、産業廃棄物ともに区分の整理がされ、産業廃棄物の処分費用につきましては、増額改定が行われておりますが、一般廃棄物の処理手数料につきましては、平成9年の改正以降、その金額は据え置きとなっているところであります。

今回の改正により、廃棄物の減量化を促進し、搬出される焼却灰を減らすことで、勝竜寺埋立地の延命化を図り、また、ごみ処理施設の老朽化に伴い、施設の維持管理のため増加しているごみ処理費用を手数料等に反映することで、受益者負担の適正化を図っております。

それでは、本条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。

第11条におきましては、占有者の定義につきまして、関係市町とその表現を統一するものであります。第20条におきましては、文言の修正を行っております。

別表第1につきましては、一般廃棄物処理手数料に係る排出者を細分化し、累進従量制を用い、改定を行うものであります。

まず、排出者を2項目に分け、一つ目を、多量排出事業者の排出した廃棄物を除く一般廃棄物収集運搬業者が搬入する一般廃棄物とし、手数料については、100キロ以下と100キロを超える場合の2段階としております。

次に、多量排出事業者の排出した廃棄物を含む、事業者または占有者等が搬入する一般廃棄物とし、手数料につきましては、100キロ以下の場合、100キロを超え300キロ以下の場合、300キロを超える場合の3段階といたしております。

また、犬、猫等の死体に係る手数料につきましても、一般廃棄物にあわせまして改定

を行っております。

別表1の備考につきましては、第3項において、手数料の後納承認を受けている場合であっても、全て搬入車両1台ごとの重量計算とし、第4項におきましては、10キログラム未満は10キログラムとみなすことを明文化しております。

別表第2につきましては、産業廃棄物にかかる費用の改定を行い、また、別表第2の備考につきましても、別表第1の備考と同様の改正を行っております。

なお、本条例の施行期日につきましては、管内住民及び事業者への周知期間が必要となることから、平成31年4月1日としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

岸議員。

○岸 孝雄議員 本件、内容としては、許可業者さんが持ち込まれる事業系一般廃棄物、それから多量排出者、それは一般市民が直搬入される、多量排出事業者だったら事業系廃棄物になるんですけど、一般の方が持ってこられる直搬入される市民系一般搬入物、双方にかかわる料金の適正化という内容だと思うんです。

この料金の適正化、要は料金が変わるわけなので、この辺の周知方法、このあたりはどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 周知方法につきましては、まだ1年弱期間があります。今回提案させてもらって、了承いただけたら、1年弱の期間があるということですが、周知方法につきましては、組合のホームページ、広報紙等、あと関係市町さんの広報紙、ホームページ等を活用していただいて、できる範囲のことで広報、周知の方はさせていただきますと思います。

ただ、うちの方もできることも限られてきますので、あと、また、関係市町さんを通じまして、部会、連絡会、会議等もございますので、そこら辺についてよりよく周知できる方法を模索していきたいなというふうに現在では考えております。

○富岡浩史議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 乙環さんが直接広報される手段としては、ホームページ掲載、それからペーパーベースによる広報、ペーパーでの広報物というのは、年間何回配付されているのですか。

○富岡浩史議長 松井政策推進課長。

○松井 貢政策推進課長 現在、うちから発刊させていただいています広報紙につきましては、5月、7月、10月、12月の計4回でございます。

○富岡浩史議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 特に一般の市民さんが目にされる機会というのは、なかなか頻度としては薄いと思うんです。例えば、他都市の例でいきますと、京都市さんなんかであれば、許可業者さんのパッカー車、それから委託業者さんの一般市民ごみを収集されるパッカー車、直営車にも横断幕をつけて市民に周知されている例というのはよく見られるかと思うんです。

となると、いろんな頻度で、市民さんが目にする機会はあると思うんです。周知期間が1年間ということなので、京都市さんのやり方をそのまま真似とは言いませんけど、あらゆる手段で、この辺は、周知方法は、当然構成市町との連携ということもあると思うんですけども、許可業者さんであったり、委託業者さん、それぞれ市町が委託されている業者さん、それから、もし市町で直営車を持っていらっしゃるのであれば、直営車なんか、そういった横断幕というの、また検討に入れていただければ、より市民さんに周知する手段というか、機会が増えるのではないかなと思うので、ぜひこの辺ご検討いただきたいと思います。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 この前の全員協議会の際に詳しくいろいろご説明いただいて、質疑もさせていただいたんですけど、議会の場ですので、念のために改めて質問させていただきたいんですけども、今回、条例改正に向けて考え方の資料をまとめてくださいます、これは非常に貴重な。

考え方として、事業系の一般廃棄物については、処理原価については原則として排出責任者である事業者さんが負担すべきであるという原則を確認して、では、どれだけの処理原価を事業者さんに負担していただくのかということ、負担していただくべき原価、その考え方をまとめられたということと。それに基づいて料金体系について見直しをされて、従量累進性ですか、を導入されたということ。

以上のこういう考え方については、まずそういうことでよろしいかと思うんですけども、その上で、1点疑問がありますのは、全協の場でも質問いたしましたけれども、では、受益者負担として事業者さんに本来負担していただくべき原価ということは何なのかというときに、ちょっと複雑な、わかりにくい決め方をされているんですね。

私、この前疑問を申し上げたんですけど、原価には直接経費と間接経費と投資的経費の3つがあります。直接経費は負担していただきましょう、これは非常にわかる。あと、間接経費と投資的経費について、この間接経費と投資的経費のうち、何割かを事業者負担にさせていただいて、あとは税を投入するという考え方ですね。

じゃあ、事業者さんに負担していただくべき割合として、直接搬入ごみが占める割合というのを掛けておられるんですね。これについて、私は、その直接搬入ごみが占める割合を掛けるのは、何の根拠もないのではないかと、いうことを申し上げたと思います。

直接搬入ごみが占める割合というのが、意味があるような、錯覚に陥るんですけど、

例えば、現状で言いますと、直接搬入ごみが占める割合というのは4分の1ぐらいだと思うんですけど、間接経費と投資的経費の単価に、本来それだけかかっているけれども、4分の1だけ事業者さんに負担していただく、あと4分の3は負けてあげるということですね。これ、直接搬入ごみの割合が4分1だから、そんなものかなという感覚も、しないでもない、するかもしれませんが、例えばこれが大幅に減って10分の1になれば、間接経費と投資的経費の10分の1だけ負担していただいて、あと大半の9割は税で穴埋めするということになってしまいますので、こういうふうな考え方を、私、やるべきではないのではないかなと思っているのですけれども、むしろ、直接経費と間接経費、直接経費だけにするとか、直接経費と間接経費の全額にするとか、そういうわかりやすい、明確な、明快な決め方の方がいいのではないかとということも、この間申し上げたことがあるんですけど、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 経費の割合につきましては、うちの組合と関係市町さんと協議を重ねて、こういうふうにさせていただいたのですが、割合の意思疎通、杉谷議員と我々の思いがちよっと、なかなか一致してないのかなという思いがあったんですけど、組合としての考えは、全体的に処理原価が上がっていますよということで、一般住民さんが持ってこられるごみに対しても、事業所さんが持ってこられるごみに対しても、3万7,000円の処理の原価はかかっていますよと。

ただ、そこで、繰り返しになるかもしれませんが、たまたま4分の1が事業系のごみであったということに対して、搬入が25%、2つ掛けているんじゃないかというご意見もございましたが、その設定の方法につきましても、それが100%正しいということもございませんので、その設定方法、積算方法につきましては、各市町、自治体それぞれ独自でやっておられることもございますので、今後、改定するときは、2市1町さんと協議を重ねて、また近隣自治体の動向の料金も踏まえて設定させていただきます。おおむね3年から5年ごとに処理原価を見直すこととしまして、市町さんが出される処理計画等、変更されるときに再度検証します。これで100%転嫁できたということも、組合の方も思っていないので、次の見直しのときにはそういうご意見も踏まえて、どういうふうな料金体系、割合でいくのか、再度検証して、次の料金改定時には反映させていきたいなということで、今回のこの改定についてはご理解いただきたいと思っている次第でございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 私も、今この場で、このことについて云々するつもり、これ以上するつもりはありませんので、ぜひ次回の改定に向けて、さらに、こういう処理について負担していただくべき原価の考え方、今後とも深めていただけたらなと思っております。

次に、もう一つ、この条例改正に向けた、まとめていただいた資料には触れられてい

なかったんですが、負担すべき原価としてトン当たり2万5,000円ですね、受益者負担額というのを定められました。

しかし、近隣自治体の料金等考慮したり、あるいは急激な受益者負担増となるので、100キロ1,500円にしますと。私、この考え方は、そういう考え方でいいのじゃないかなと思うんですが、この前のご説明の中で、本来受益者負担していただくべき金額から言うと、トン2万5,000円だけでも、100キロ1,500円という料金にするけれども、上限価格がトン2万5,000円になっているので、これで本来負担していただくべきもの、全額料金に転嫁したというふうに受け取れるようなご答弁をいただいたので、そうなりますとね、もうこれで本来負担していただくべきものを達成できたかのように受け取られる可能性がありますので。

何を懸念しているかといいますと、本来トン当たり2万5,000円が負担していただくべき負担額ですと。今回の条例改正で、本来負担していただくべきものは価格に反映させましたと。ただし、少量の方に対しては、トン1万5,000円の水準にしますということになりますと、そういう考え方になりますと、形を変えた減免制度の復活になるのではないかということ、ちょっと懸念するわけです。

例えば、水道料金なんかですと、大量消費されている方と、少量の方とで、ものすごい価格差ありますよね。しかし、あれは、受益者負担をしてるとというのは、トータルでかかったものを負担していただくべきものを、料金に反映しているということで、大量に使っておられる方は平均価格よりもかなり高く負担しておられる、少ない方は低く負担する、トータルで全額を料金に反映しているということでいきますと、同じ考え方とは、ちょっとこれ違いますね。だから、このいただいた資料には書かれてないんですけども、本来受益者負担として負担していただくべき料金水準というのは、トン当たり2万5,000円ですと。ただし、急激な変化を避けたり、近隣自治体の影響を考慮して今回はこれだけに設定しましたと。そういう考え方ですよ。改めて確認させていただきたいと思います。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 前回の全員協議会の中で、ご指摘いただいている答弁について、私が答弁した内容だと思います。前回、私、答弁の中で、今回、新たな条例にすれば、どれぐらいの収入があるんだというご指摘の中で、年間、28年度ベースで約1億7,000万ほどを見込んでますと。その中で、1万トンに対します平均をとれば1,700円程度、1トンで1万7,000円、それに対して原価が2万5,000円だと、それに対するその8,000円の開きが出てるじゃないかというご指摘をいただいております。

その部分につきましては、今ご指摘いただいておりますとおり、今回、処理原価といたしましては2万5,000円という数字を出しておりますけれども、累進性という形の中で、1,500円、2,000円、2,500円という、300キロまでの単価設定を

今回させていただいております。従来までは、22年度に減免制度というのを一定廃止いたしまして、23年度からこの29年度までが、激変緩和による経過措置という設定の中で段階的に10%ずつご負担をいただいているというような現状でございます。

そういったことから、来年の4月に一定条例規定でありますキロ当たり1,400円に、一定、揃うということも踏まえまして、今回は一番最低ラインの価格設定といたしましては100キロ1,500円という形での、段階的にご負担をいただくということで設定させていただいたところでございます。

今、ご指摘いただいているとおり、本来これが適正な原価の負担になっているのかということですが、それにつきましては、先ほどご質問いただいたとおり、処理原価の考え方、また、それぞれの単価設定のあり方、その部分につきましては、次の改定のときに、あわせまして、一定整理をしていきたいというふうに考えております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ぜひよろしく願いいたします。

あと、目的が、適正な料金設定ということと、もう一つ大きなのは、減量に向けてということで、この間、減免を廃止して、実質的な手数料負担が年々引き上げられていたにもかかわらず、事業系ごみが減っていない原因について、徹底して調べていただきたいということを前の議会で申し上げました。そのときに、10月に展開検査を実施して調べるということをご答弁いただいたので、それについてどうなのかということをご報告いただきたいのですが。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 以前の議会でそのような答弁を、私、10月ぐらいに実施を予定し、報告させてもらいますと言いましたけども、すみません、現在、まだ実施できておりません。

というのは、2市1町さんと調整しまして、来年1月中旬、15日から23日の間にかけて、3日間、2市1町さんの収集車に対しまして実施するというので調整ができましたので、それを実施後、改めてまた次の議会にでも報告させていただきたいということで、今回まだ資料の方、実施できてませんので、すみません、申しわけございません。手続の関係で遅れております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 私、これとても重要だと思うので、お聞きしたいのですが、確かこの前抜き打ちでやるとおっしゃったと思うんですけど、何かこんなふうに言ってしまったら抜き打ちにならないのと違いますかということと。

もう一つは、そんなに大層なものですか。私、もっと頻繁にやっていただけないかなと思うんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 日にちのことはすみません。抜き打ち、もちろんそうです。た

だ、どこの車でピックアップするかは、抜き打ちですので、当事者は、うちが当たるかというのわかりませんので。

それと、搬入の展開検査につきましては、パッカー車はあけてもらいますので、大がかりな、また職員も、複数名、自らの手で一つ一つごみ袋を開けていくという作業がございますので、そう頻繁にはなかなかできないと。ほかの事務作業もございます。ただ、搬入される車につきましては、うちのプラットホームの監視している者がおりますので、また、資源化の委託業者さんの方もおりますので、毎日一応目視では点検して、不適切なごみが入ってきている場合とかは、持ち帰ってもらったりという指導は、毎日しております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 でも、やっぱり日にちを事前に公開したら、ちょっと抜き打ちにならないと思うんですけど。関係者の中で、勝手にするのは当然といたしまして、ちょっとその辺どうかなということと、やはり年に1回とかではなくて、減量のためにやってるわけですから、そのために調べることが極めて大切なので、やはりちょっと力を入れて、私やり方の実施の細かいこと、わかりませんが、もっと精力的に取り組んでいただきたいんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 展開検査の回数につきましては、年に1回ということではございませんで、3回ほど、今現状でしております。今の日付ですけども、今この場では言いましたけども、業者さんとかに対しては、日にちは言ってませんので、ここで、私、言ってしまいましたけれども、ただ、その間にするので、どの日にするかは、未定です。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 前回から申し上げます展開検査といいますのは、本組合と市町の方と合同でやる展開検査を年数回やるということで予定しております。その部分につきましては、内容物をあけさせて、袋の内容物までも確認をするという展開検査でございます。

今、課長が申しております日常的な検査といいますのは、常時、搬入時の目視検査、また計量時の目視検査は、日常、常にやっておりますので、年にも数回しかやらないというわけではなくして、今の内容は、あくまでも市町さんと合同でやる検査の方が、年3回程度、今予定しているということでございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ぜひ、事業系ごみが減るという結果で、ぜひ示していただきたいと思えます。また報告、お願いしたいと思えます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 幾つか確認しながらお聞きしたいことがあるんですけども、その前に、議長にお聞きしたいんですけど、議案の際の討論ありましたね、今までは、賛成もしか

ねるし反対もどうかかなという状態です。そういう討論というのは可能なんですか。

○富岡浩史議長 可能ではないです。

○浜野利夫議員 この今の、いろいろとお聞きする中で、自分の思いはこうだけど、どうだということで、行くようにします。

その結果にもよるんですけど、今のままでいったら、多分採決に加わる、棄権というのはないですね。

○富岡浩史議長 退席はあります。

○浜野利夫議員 そういう方法しかないかなと、今、思ってたんですけど。それ前提にお聞きします。

3月から全協3回やってますね、全協の資料と、それから28年度の決算が、一番新しいの、この資料も見ながら幾つか確認したいんですけど、事業系ごみと市町で一般処理するごみと、ごっちゃにはできないと思うんです、基本的には。意味はかなり違う。というのが前提なんです。事業系ごみの一般廃棄物と、市町ですっと普通に収集するごみと、一緒にするというものではないだろうと。

事業系ごみでも、基本的には排出者責任というのは当然あると思うんです。ただ、その中で、一番今、この条例改正出てる分で、許可業者を通して収集されているごみというのは、中小零細小規模店舗です。ここは、別の意味でいろいろと援助せんなん要素もあり得るんです。

そこの関係も含めて、幾つか確認しながらお聞きしたいと思うんですけど、特に許可業者の関係なんですけど、トン単位とかキロ単位でいいんですけど、30年度、要するに新年度は、今の1,400円、31年度で1500円、と聞いてます。ずっとこの軽減措置が順番に毎年変わってきてますよね。とりあえず許可業者の関係で、27年度、28年度、29年度は、キロ単価幾らだったかというのを、教えてほしいんですけど、まず。

29年度は今年度ですね、今年度は幾らでやってるんですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ご指摘のとおり、29年度につきましては100キロ当たり1,260円でございます。28年度につきましては100キロ当たり1,120円でございます。27年度につきましては100キロ当たり980円でございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 ちょうど各行政区、市町単位で全部で7つ、許可業者がやる。同じ業者が2市1町に行ってる面もありますけど、行政区単位で見たらそういう状態だと。

その中で、この条例改正なんですけども、許可業者が搬入する分を10キロごと150円、10キロ超えた分はそうなってますよね。一言で言ったら承諾事業者ですね、直接搬入含めて、ここは10キロごとに200円というふうに変えていますね。ここは何でこういうふうに変えた背景というのは何ですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、承諾事業所さんというのは、継続して100キログラム以上を出されるところを、承諾事業所さんとして一つの分類としています。許可業者さんが持ってこられる中小零細企業ですね、こちらは個々の、中小零細、小さい商店、個人経営のお店が出されるところで、原則100キロ以上のごみは出されないと、ただ、許可業者さんが一軒一軒、持ってくるわけにもいきませんので、あくまでも許可業者さんを回られる中で、その100キログラムごとのごみを集合体として集めてくるということで、そのパッカー車につきましては、全部100キロ未満のごみという扱いで区分しているということになります。

承諾事業所さんは、たくさんごみを出されるので、その分、たくさん負担していただきますよというふうな設定で、分けさせてもらっているということでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 許可業者の中でも、特に小売り小規模店舗とか、事業所ずっと回る場合は、1軒1軒持ってくるわけにいかないから、ある程度、収集の側もまとめていかなんと。そういうときに、まとめて100キロ単位、以上くらいで、ごぼっと来る大手の関係と区別してる、配慮してという意味が含まれている理解でいいのですか。わかりました、そういう理解で。

それと、300キロというのは、新たな設定ですね。条例改正する前にはなかったことですね。私はこれ、歓迎すべきだと思うんです。本来事業系ごみは自らの責任でというのは当然ですから、より大手になったら、本来ごぼっとね、さっき言った水道料金の、でないですけど、ごぼっと、基本が多いというのはあるべきことだと、それは賛成なんです。ここが10キロ超えるごとに250円になってるのは、またこれはより大手だからという、そういう、3つありますね、だから、100キロ150円、200円と、250円と、そういう理解でいいのですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 段階を増やすことによって、より出しにくくするような料金体系にさせてもらって、最終的にはごみの減量化に努めるということで、埋立地の延命化につながるというような意味合いで設定させていただいております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 条例改正の中で、ちょっとわからんところがあるんですけども、犬、猫等の死体、1体1,500円と。私、個人的には市を通してここにお世話になった犬、昔昔飼ってたので、あったことあるんです。今後もあり得ると思うんです。

これ、重さじゃなくて、1体当たりだから、動物関係で、大小いろいろあると思うんです。それはそれでいいと思うんですけど、これを、この条例改正と一緒に何で入れたんかなと。これ、住民的な要素が大きいわけでしょ。あえて、ここ、条例改正に入れずに、現状維持でもいいのと違うかなという疑問が一つあるんです。

もう一つは、家庭系、直接持ってくる分が、決算を見てましたら285トン入ってますね、持ち込みがね。これも、あえてここに入れなくても、事業系に絞ってだったら、まだね、許可業者のは別の意味あるんですけど、一般的な事業系の一般廃棄物をずっとするのは理解するんですね、基本的には。ただ、今の犬猫の方、これ、ついでというのと申しわけないですけど、何でわざわざこれを入れたのかなというのと、それから家庭系の分、直接いろんな事情で直接搬入するのありますけど、ここの分を合わせて一緒に1,400円、1,500円にする必要がないのじゃないかなと。疑問なんです、この2つ、この条例改正の中では。その辺、何でこの2つが、こういう形で入ったんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 犬猫等の死体の1,500円、これにつきましては、言い方が悪いですけども、犬猫、小動物につきましては一般廃棄物の分類になってくるんです。一般廃棄物の手数料を改正してるのに、なぜここだけ改正しないのということがございますので、同じ料金に合わせさせていただきましたということでございます。

あと、家庭系ごみについても、なぜこういうふうにするんだということですけども、家庭系のごみにつきましては。

○浜野利夫議員 上げなくてもいいという意味で言ったんです。1,500円にしなくてもいいんじゃないかという、直接家庭から持っていく搬入分は。ごく家庭的なというか住民的なね、そういう意味で言ったんです。

○服部 潤施設業務課長 そちらにつきましても、家庭系のごみは無料収集で、市町さんが取っていただいておりますので、余分なごみは、定期収集のごみで出していただいたら、その分お金はかからないということです。言い方、悪いですけど、たくさん出される方もおるので、そこら辺につきましても、一定お金をいただいて、抑制してもらわないですけども、ごみ量増加にならないように努めてもらうということでございまして、通常は市町さんの収集体系に出してくださいというのがございますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 家庭系の関係は理解できました。

もう一つ、先ほどの、まとめてなんですけども、累進従量制というのは、非常に合理的で効果的だと思うんです。しかも、これ、段階も分けていますので、こういうことだったからこれにしたという、何か意図は特にあるのでしょうか。さっき、順番に、150円、200円いう話、聞いたんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 意図につきましては、この料金設定をする前、いろいろ近隣自治体に調査いたしまして、どれがいいんやろなというのを試行錯誤しました。今、とりあえず一番問題なのは、埋立地の延命化につきましてどうするのだということで、まず

ごみの排出抑制をしていかなあかんということで、一番多いところのごみの搬入量の形態がどこら辺かということ、まず設定させていただきまして、その多いところの量を下げようと、いろいろと関係者さんたちと議論した結果、一応これが一番ベストな方法じゃないかということで、排出を抑える、まずそこを重点に検討した結果ということになっております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 わかりました。

それで、最初言っていましたように、市町で収集する一般収集ごみと、事業系ごみとは、本来区別するべきやと思っているんですけど、でも、ここはそういう区別ができないので、その中身を何か区別する方法がないかなと思って見てたんですけど、これは、だから、決算事務報告ですね、5種類の経費パターンってありますね、ごみ処理費以外のいろんな、資源ごみの関係含めて5種類の経費パターン。言ってる意味、よろしいですかね。経費のところありますよね、ここに5種類の、ごみ処理経費、リサイクルプラザ経費、ストックヤード経費、ずっと、5種類のパターンがあるんですよ。

あくまで、ごみ処理経費というのは、可燃ごみの方で見てたんですけど、その中で、可燃ごみの搬入総量は3万5,000トン余りと。これ、持ち込まれた分がね。で、これ、家庭系だとか選別後とか、前処理残とか、いろいろつけ加えたら、3万7,000トンになるんですね。その分、まとめて、事業系も、市町収集も関係なく、これどんと3基の炉で焼却しているわけですね、分けるわけにいかないから。一応それ全部一緒になってしまってるんですね。その経費が約7億5,000万ぐらいと、これ、書いてあるんです。それをトン当たりになると約2万円ぐらいの分があるんですけども、このトン当たり2万円の経費というのは、市町の収集分と事業系の区分というのが、これだけではできないんですね。何かここはそういう区切りというのは、あり得るんですか。もうどうしようもないんですか。これ、全部事業系も、市町収集分も、全部ごっちゃにして、3基の炉でぼんと焼却しますので、割合ですとか、そういうことも考えようがないんですか。事業系ごみと市町の収集ごみと。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今のこの経費の表でございますけれども、これはあくまでも各それぞれの施設、焼却施設、リサイクルプラザ施設、ストックヤード施設、し尿処理施設、埋立処理施設、それぞれの施設でそれぞれ処理をした量に対して、経費を按分させていただいてると。人口とトン数と世帯数というようなことになっておりますので、あくまでも組合施設で処理した総量に対する原価を、ここで出させていただいているというような表になっておりますので、その中で家庭系の分が幾らで、例えば事業系の分が幾らということであれば、先ほどもありましたとおり、搬入総量の割合なりを掛けていく、もしくは単価で割合総量を掛けていくというような出し方しか、今のところはできないというふうに考えています。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 せめて、3つの炉で一緒にやるからやむを得ない面あるんですけど、その中の、ごみ処理経費で見たら、トン当たり2万302円と、これをベースにするしかないなと思ったんです、経費として。これだけをどうやって少なく経緯するかということで、方法はないかなと思っていろいろ見てたんですけども、その事業系ごみの中で、これ、9月の、私に来る前の、決算のときに出てた分ですけど、可燃ごみは全体の持ち込み減ってますよね、搬入総量も減ってるし、可燃ごみは減ってる。その中で、さっきも出てた、事業系ごみの問題がどうなのかということですけども、これも結局、承諾の関係のは154トン減ってますね、で、許可業者の関係が111トン増えてると。同じ事業系でも、減ってるところもあるんですね。許可業者の関係の中小零細、小売り店舗のところは結果的には増えてると。この違いを、同じ事業系ごみでも、そこが何か、私このときはいなかったんですけど、こういうことで、この中身の分析って、何かあるんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 細かい詳細まではあれなんですけれども、承諾事業所さんが持ってこられるごみ、大手企業さんですね、そこら辺については徹底して分別をされていると、今の流れですかね、会社の中で率先して分別していただいて、ごみの減量に努めていただいているということもあろうかと思います。

許可業者さんの増えてるものに関しましては、出店しているスーパー数、スーパーの数とか、あと、持ってこられるマンション系統のごみというのが増えてると。一時的な増ということもございますので、なかなか詳細なところまではわかりませんが、大手さんにつきましては、承諾事業所が減ってるのは、そういう会社の努力、許可業者さんの増えてるのは店舗数の増や、大型店舗の増というふうに判断しております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 この事業系ごみの、大手も中小零細、小売店舗、ごっちゃにして考えていくべきやないと思うんです。

あと、承諾というか、大手の多いところは1,644トンで、計算間違ってたら言ってくださいね。3,457万円で、許可業者の分が8,275トンなので、1億7,000万円と89万という、合わせて約2億ぐらいの費用になると。これをトン単価が、さっき言った2万302円と、これでおさまっているのかなというふうに、これ、見てて、思ったんですけど。

28年度決算の資料もとにすると、手数料が約1億2,000万入っていると。これに実質的改定で、30年度、新年度に入る分が、この前聞いたら約1,800万ぐらいになるだろうと、実質、入るのが、手数料増える分。

そしたら1億3,800万ぐらいとなって、事業系ごみトータルで、処理費の60数%占めることになるんです、これで見たら。私の考え方は、この可燃ごみの中で

の事業系ごみで、トン当たり2万円という単価をこの決算からはじき出したんですけど、その6割ぐらいになるんですけども、あくまで100キロ2,000円をぼんと上げる方向というのは、目指しているということになるんですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回、手数料設定をさせていただいております処理原価と申しますのは、あくまでも全ての施設に対する経費から算出をさせていただいているのが、直接経費、間接経費、投資的経費、それぞれで2万5,000円という設定でさせていただいているところでございます。

今回、今のこの事務報告で記載させていただいております経費につきましては、先ほども申しましたとおり、各施設にかかった経費に、各施設で処理をした量で戻らせていただいている数字ですので、これは今の手数料に伴う処理原価の考え方とは、少し違うような原価の出し方になっております。そこで、ちょっと違う内容になります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 そこは、多分、捉え方、考えが違うんだと思うんですけどね、今言われたように、5年間の平均で出されてますよね。5種類合計の処理原価はトン当たり3万7,000円という処理原価となっています。

私は、それ全部入れたら、入れ過ぎかなという思いしてるんです。全体でかかる分はそれだけあっても、事業系ごみの搬入やったら、その分は何とか、区切りで、その分だけを取り出して、必要な分はいただくというのは、計算というか、やり方を、考えていかなん違うかなという思いあるんですけど、今回の場合、本来2,500円というのが、大体、いきなり、キロか、2,500円、トン2万5,000円というふうになると、急激になり過ぎるので、とりあえず1,500円という、こういう説明の仕方になりますね。

その理由として、越境ごみの懸念があるというの、かなり言われているんですね。確かに低過ぎたら、ほかから来る可能性もあるから、ちょうどいいところが1,500円かなという、こういう考え方が書かれているんですけど、結局、主たるものは越境ごみを防ぐのが主であって、本来、公衆衛生の保持を行う行政の目的と、一方で書いてありますけど、その目的、いわば租税負担の関係、ここが従になってるようにも受け取れなくはないんですけど、そういう理解していいんですか。あくまで近隣と、越境ごみを防ぐための設定であると。租税負担の関係の公衆衛生の行政の役割というのは、二の次だという、極論したら、そういう解釈できなくもない、そんなことないだろうと思うんですけど、その辺の越境ごみの、防ぐのと、いわゆる租税負担といえますかね、公衆衛生上、行政が本来果たすべき役割との関係、どういう考えで、この1,500円に落ちついたのかというのを、何か経過があったら教えてほしいんです。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、現状は100キロ当たり1,400円でございます。それで、

今回、改正をさせていただいて、100キロ当たり、100キロまでは1,500円だということで、100円上がるということでございます。

まずその単価の考え方でございますが、今まで、先ほども申しましたとおり、22年度に減免を廃止いたしまして、10%ずつ段階的に料金負担を課させていただいているところでございます。

今年度につきましても、90%ご負担をいただいて、100キロ当たり1,260円をいただいております。来年4月以降につきましては、条例規定どおり1,400円いただくという予定になっております。なおかつ、そこからまた100円上がるということでございますが、今ご指摘ありましたとおり、近隣の自治体さんとの単価設定等を踏まえますと、今の1,400円のままでは、組合の方が単価がちょっと安いというのもございまして、最低ランクの1,500円に、まず合わせさせていただく必要があるというのが一つでございます。

また、100キロ未満の排出事業者に対しましても、ごみの排出抑制を、一定、考えていただくということも含めまして、料金据え置きというよりは、100円の単価を上げさせていただくことによって、インセンティブ効果を誘発させるという部分を踏まえた単価設定でございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 結局、処理経費の考え方ですけど、直接経費、間接経費、投資的経費、パターンで言ったら3つだと思うんですけど、もっと具体的に言ったら、各施設の運営維持とか、人件費とか、物件費とか、庁舎の管理経費とか、施設減価償却だ、投資的経費とか、もろもろの項目が、中身ようけありますよね、全部ひっくるめて、処理原価というのを出してしまうと、租税負担の考え方というのがなくなってしまう、要するにかかった分は全部出した者で出さないよと。

事業系ごみの場合は別の要素があると思うんですけど、市町から集める分というのは、先ほど言った、公衆衛生上の業者の役割、それから租税負担の考え方、どこまでこれが入っているかというのは、根本問題になって、極端に言ったら、民間企業と変わらないようになりかねないなという恐れは、せんではないんですけど、それ、何か、ここまでの租税負担の考え方、あるいは公衆衛生で業者が果たすべき役割、こういうふうには押さえていくという、何かきちっとしたものって、土台というのが、何か今あるのでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 土台と申しますか、今の御質問の内容からしますと、その処理原価考え方といたしまして、まず単価の設定をさせていただいております。その中で幾ら分を事業者さんにご負担いただいて、その残り分を構成市町の方でご負担いただくというような形に今なっておりますが、あくまでも処理原価のまず考え方といたしまして、まずその施設に対しまして、処理をしている総量に対して全体経費から算出させていただ

ております。

今回、その経費につきまして、あくまでも家庭系、事業系という分類はございますけれども、あくまでも1トン进行处理するあたりには2万5,000円の経費が必要だという考え方の中で、今回単価設定をさせていただいております。

なおかつ、今回、その部分を排出抑制につなげていく施策を講じるという意味合いも含めまして、従来の単純従量制から累進従量制に、今回、手数料制度の内容を見直しをさせていただいていることによりまして、ごみの排出抑制につなげていく、また埋立地の少しでもの延命につなげていくということが、今回の大きな改正の内容になっておりますので、その部分につきましてご理解をいただきたいというふうに考えております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 処理原価の出し方、いろいろあると思うんです。それを手数料にどこまで入れるかというのはかなり基本的な問題なので、ここは全部入れたらまずいなという思いがあるんです。

租税負担の考え方も含めて、極端に言ったら、民間の事業と変わらないような形態になってしまって、まずいと思うんです。そういう意味で、受益者負担というのは、どこまでそれを当てはめるかというのは、大きな問題です、基本的には。そこは今後ずっと、いろんな問題、また言っていきたいと思うんです。

先ほど出た関係で、排出者の理解を得るために周知すると。さっき広報と言われていましたね。これまでは大体そういう方法でやってきたわけですか。広報紙を通してという。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 前回につきましては、市町さんを通じまして、関係者さん宛てにチラシとかを配付しまして、周知してきたところでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 あと、管理者、副管理者含めて、ちょうど市町の首長さんが来ておられますので、むしろ、乙環よりもそっちの関係になってるんです、許可業者の関係というのは。許可したのは市町ですからね。乙環じゃ、知らないという状態ですから、各首長さんにお聞きしたいんですが、正副管理者の立場じゃなくて、首長という立場で教えてほしいんですけど、実は、許可業者の関係は、幾つか私も店を回って見たんです。

そしたら、最初に聞きましたように、27年度から、許可業者の関係は、ちょっとずつ上がっていってますね。許可業者の分が手数料上がる分は、それぞれ許可業者が委託している店というのは、ざっとですけど、長岡で900件くらい。そこから考えたら、2市1町全体で2,000件くらいの契約が、各7つの許可業者さんのもとで委託契約を結んでるんじゃないかなと想像するんです。ちょっとはっきりわかりませんが。

そのもとになってる許可業者が委託している店で聞いたんですけども、単価が上がったばかりやと。また上がるのかいと言われたんです。今、乙環で条例改正の話が出て

ますと。そしたら、もう上げんといてほしいみたいなことを、直接言われたことがあるんです。それは乙環では全くわからないことなので、しません。

市町の方が許可してるから、市町の首長さんが、行政として当然知ってると思うんですけど、かと言って、許可業者さんから、ここの店の分、全部どうなってるというのは、把握、多分しきれてないと思うんです。直接、民々だから関係ないと言える面ありますけど、でも、この許可業者さんの手数料が上がるほど、許可業者さんというのはボランティアでやってるんじゃないんですから、別に弁護するつもりはないんですけど、営業を成り立たせるためには、手数料が上がれば上がるほど、委託を受けている小売店舗とか、小規模事業所に、その単価を上げざるを得ないと思うんです、採算を成り立たせるためには。どこまでの採算かは別にしても、赤字になっても、ボランティアで構いませんと、ここは何ぼ払っても契約してる、委託を受けている小売店舗とか、小規模には手数料を上げませんと、委託経費は上げませんということにならへんと思うんです。

それで、実際上げられたところで、困ってるんだと、また上がるのかという話も、直接言われたことがあるんです。現実問題は。

乙環の方でも、作業部会、事務連絡会、2種類パターンありますね。そこでそういうような、許可業者さん通しての小売り店舗とか、小規模店舗で出てるという話が、こんな出てるでという、市町会全体で、乙環としても、その連絡会議とかで、そういう話は聞かれたことはないんですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問ですが、あくまでも減免といたしますのは、22年度に廃止をしております。その23年度以降につきましては、あくまでも本来100%いただくということですが、いきなり単価が上がってくるというのは、ご負担も大きくなってきますので、あくまでも激変緩和による経過措置という形で段階的に徴収を上げてきているわけでございまして、今ご指摘ありますとおり、料金が上がったということではなくして、本来もらうべき単価に、段階的に近づけてきているというのが、今の経過措置でございます。

今回、来年3月末で経過措置が終わってしまいますので、4月以降につきましては、現状の条例規定で言います、100キロまでごとに1,400円をいただくということでございまして。そして、31年度からにつきましては、今回の条例でいくということになっております。

ただ、今ご指摘ありますとおり、中小排出事業者の声を行政として聞いているのかというところでございしますが、そういったところは直接お聞かせいただく機会ございませんので、聞くことはないのですが、許可業者さんを通じて、なかなか料金転嫁をしていくのは難しいというようなことは、聞かせていただいております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 ちょっと違うのです。私、前に来てたときに、許可業者で9割軽減とい

う時代にここに来てたんです。それが今はもう全部なくなって、フラットになったと。それを元に戻せと言ってるのじゃない、逆なんです。そうじゃないのです。

それは事業系ごみだから、そう意味では、必要な分は自らの責任、排出者責任でという、事業系ですから、いいと思うんです、それで。

ただ、そのときに、許可業者に対してはそれでよくても、その対象になってる中小零細小売店舗は、だんだんその分が引き上げられて困るわけです、その直接の排出者。それは乙環とかじゃなくて、許可を出してる市町の方が、別の角度から、そういう商店とか小売り事業店舗に、何らかの支援が要ると思うんです。

ここですべきことではないかもしれないですけども、そういうことがないと、どんどん許可業者の分が上がっていくと、許可業者から小売り店舗にどんどん単価をアップしていったら、中小零細が、それで経営難になってという、そういうことを導きかねないと思うんです。それは別の問題だと思うんです。ここで言うべきじゃないと思うんですけど。

そんなんで、さっき言ってました、正副管理者という立場じゃなく、首長という立場でなんですけど、2市1町、役場や市役所も、全部、これ、事業系ごみの扱いですね。それぞれ2市1町の首長さんが、どこと、幾らくらいの契約でやってるかというのを、それくらいは公開されているはずですから、御存じだと思うんですけど、どこと契約して、どんな契約してる、単価がわかるのだったら単価は、そういうのは御存じですか。

○富岡浩史議長 浜野議員、今のは、当該市の方で議論されて、今、この乙環の議案と、ちょっとかけ離れた質問になっていますので、できますれば。

○浜野利夫議員 今言ってる事業系ごみは、大手と許可業者、2種類のパターンで、許可業者というのは小売り店舗が全部、契約しながら、集中して持ってきてはるわけです。その持ってきてる元になってる中小零細小売り店舗のところと、どんな契約してるかは、ここで、わからないから聞かないです。

この中身で、行政との関係で、少なくとも、行政の、市役所とか役場のごみも事業系ごみになってるんだから、それはどれくらいで契約して、扱ってますか、ぐらいは、ここで聞いたらあかんことですか。

○富岡浩史議長 ただいま、浜野議員の質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩（午前 11時20分）

---

再開（午前 11時27分）

○富岡浩史議長 それでは、休憩を閉じ続会いたします。

浜野議員。

○浜野利夫議員 市町の関係は、ここではある程度必要な面あるかなと思ったんですけど、やめときますので。

結局、許可業者というのは、それぞれの町役場、市役所含めて、個々の店舗で、全部

事業系ごみという扱いとして収集を、許可を受けて預かって、搬入されてるので、その背景になるのは、そっちなので、そっちは何らかの、最低限現状を明らかに、ここでできるかなと思うんですけど、それが市町との関係はもうここでは直接難しいということで、それは置いておきます。やめときます。

結局、最初言っていましたように、事業系ごみは排出者責任でというのは、当然あっていいんですけど、2市1町で収集運搬してる一般ごみ、そのごみとごっちゃにして、処理原価というのを計算しながら求めるというのは、私はまずいと。租税負担の考え方についても、どこがバランスがいいかは別のものであるけど、そういう意味で、区別できるところは事業系ごみと市町の収集と分ける方がいいという、そういうのでずっと言っていたんです。

その中に、犬とか猫とかの死体をこの際一緒にするのは、いかがなものかと。家庭系の持ち込みは、そんなんで、特別のあれなんで、そのままだというのは、それは理解しました。

あとは、一番問題になるのは、事業系ごみでも大手関係は減ってるけども、許可業者を通して来る分が増えてると。この問題がどうにかせんとあかんということで、その許可業者の増えてる分というのは、背景では、役場とか市役所がそうですけど、それ以外のところは全部小規模店舗ばかりなので、そことの関係は、そのまま事業系ごみだから、許可業者もどんどん、トン2万円とか2万5,000円とか、どんどん上げていったらいいんだだけでは済まない、その上がるほど、結局背景にある本当個人業、個人店舗というの、どんどん負担が増えていったら、そこを何とかしないと解決しないだろうと。それはこの問題ではないんですけど、そういう要素が、別の角度では手が当たらないと、事業系許可業者の手数料をどんどん上げ続けるだけでは解決しない背景がたくさんあるという、その区別をせんなんなという思いで、言っていた経過で、2市1町の市役所や役場の関係はどういう委託関係を、許可業者と結んでいるかというのが、まず明らかになったらいいなと思って、それやめときますので、そういう背景で聞いてたんです。

事業系ごみというのは、発生責任、それはいいんですけども、許可業者、委託業者が委託を受けている小売り店舗、事業所へというのは、活性化させるか、本来、私思っただけで、行政だけじゃなくても、個人商店含めて、活性化して、地域でお金が回るような仕組みができたらいいいというのは、なってると思うんですけども、その中で、ごみ減量のために手数料改定というのは、経済的刺激になると書いてあるんですけど、ならへんと思うんです。手数料を上げていくことは、小売り店舗にとっても、許可業者の背景にある分が、経済的インセンティブ、刺激になると書いてあるけど、手数料値上げは、刺激には、経済的刺激にはならないだろうというので、ここはちょっと考えんとあかんの違うかという思いがありまして。

全協3回やって、私は1回だけ出たんですけども、説明の場ですね、あくまで。審議

の場でないので、審議する中身の審議というのは、まだまだ十分ではないなという、到達では。という思いで、今日、幾つかは聞いてた状態がありましたし。

○富岡浩史議長 浜野議員、討論的な、個人的な見解はいいので、質問してください。

○浜野利夫議員 賛成か反対の討論はないということなので。

○富岡浩史議長 その件につきまして、先ほどの話なんですけども、採決に対しての意見ですけども、賛成反対のその意思表示のほかに、先例で、留保する旨の発言をいただいたら、その後退席していただくことも、先例としてありますので。いいですか。

○浜野利夫議員 ということで、留保せざるを得ないなと思ったんですけど、今のことで市町との関係はストップしますが、要するに、公衆衛生保持という行政の役割、租税負担率の関係でいったら、まだまだここはもうちょっとしっかり考えるべき違うかと思うんですけど、そのバランスは、ではどういうふうと考えてはりますか。

公衆衛生上、行政が果たすべき役割、租税負担率と、受益者負担との、適正化とか、考慮とか、言葉はいろいろ書いてありますけど、そこが何か、土台がはっきり見えないなというので、不安要素で、留保しなければならないなという一つの結論的な、になるんですけど、そこ、もし、そういう、今あるんでしたら。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の手数料改正の内容でございますが、まずその処理原価と申しますのは、本来かかっている経費につきましては、今回は産業廃棄物の単価で設定をしておりますが、トン当たり3万7,000円、実質はかかっているところでございます。

しかしながら、今言われているとおり、租税負担分がどれだけだということでございますが、直接経費は100%みておりますけれども、間接経費と投資的経費につきましては、先ほど杉谷議員からもご意見がありましたとおり、25%ぐらい、事業者の搬入量に対する按分率を今回25%掛けさせていただいておりますので、その部分を除く75%が租税分、間接経費と投資的経費の租税分を75%とすると。

そうすることによりまして、トン当たり2万5,000円という設定金額にさせていただいているところでございます。そこで、3万7,000円と2万5,000円の単価差をつくっているようなところでございます。

また、なおかつ、その2万5,000円に対しましても、累進制度を今回導入いたしまして、100キロまでにつきましては1,500円というような単価設定を、さらにさせていただいているようなところでございますので、十分、排出者、要は中小零細事業者さんの内容も十分鑑みた単価設定であるというふうに、私どもとしては考えております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

北林議員。

○北林重男議員 今回、手数料の改定ということになりますけども、これは、例えば中小

の排出業者にも、当然、収集業者からオンされる、手数料としてオンされるということとも解釈できるわけですね。今の実態として、適正な契約がきちっと結ばれているかというのが大変重要だと思うんです。でなければ、余りにもぼられてるという状況の実態ということは、よくないわけですし、また、ようけの排出しているところには、割安な料金ということも、まあこれは便宜上、されるということもございます。

ですから、その辺の実態を、私は乙環から各市町にどのような実態になってるのやということは調査してもらう必要があるんです。そういった調査の中で、本当に適正な、排出事業者と、それから、ここへ、収集業者、間にきちっとした、明視的な契約がされて、行えているのかということの実態、これ、各市町がきちっと実態調査し、そういった中で、今の実態はこうであるということも含め、今度は、1万5,000円にさせてもらうということになれば、また今後の直接の排出業者に転嫁されるということが当然考えられるわけですが、そういった場合の影響調査、これも、手数料値上げをした責任として、市町も含めてきちっとやる必要があると思うんです。

ですから、そういうことも含めて、きちっとやるのが、もちろん1万4,000円に上げたときにも、それなりの影響調査はやっておられるんです。そこだけ聞きます。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今の現状でございますが、あくまでも許可業者さんが、中小企業排出事業者さんと、どのような単価で契約されているかという実態につきましては、私どもとしては把握はしておりません。

しかしながら、議員今ご指摘いただいておりますとおり、今回、条例の改定がございまして、今後、どういう影響が出てくるのかという部分につきましては、十分関係市町さんの方と協議、調整をしながら、情報収集に努めたいというふうに考えております。

○富岡浩史議長 北林議員。

○北林重男議員 2市1町の詳細を得て、改定という運びになったということをおっしゃってるわけですが、そうなれば、やはりきちっとした細かな実態も含めて、つかみつつ、今後の影響も含めて、予測しつつということ、改定のときには当然やるのが筋だと思うんです。

ですから、この改定の提案そのものが、ある意味では十分努力をし尽くしての提案ということには、ちょっと時期尚早だと、余りにも雑やないかと。ここの乙環の状況はわかりますよ、でも、最終的には排出者に当然転嫁されていくような状況になるわけですから、これはやはり末端のことも含めて、十分考えて提案するということは、提案者の責任の問題ですね。ですから、そこまで考えておられて提案されているのかということについてお聞きしたいと思います。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、排出者に対する影響といいますのは、今回、100キロ当たり100円値上げになってまいります。そうしますと、今、現状で、許可業者さん、総

量で約8,000トンほど搬入がされているような状況になっておりますので、価格的には約800万程度の収入が増えてくると、逆に申し上げれば、その800万円分が排出者の方に負担が乗るといようなところでございます。

あと、金額的な影響という部分につきましては、把握はしておりますが、それ以外の分については、まだ把握はできておりません。

○富岡浩史議長 北林議員。

○北林重男議員 結局、いろいろな排出者と、個々の収集業者との間の契約実態が、もろもろ、いろいろあるわけですね。しかし、そういうことも含めて、乙訓環境衛生組合が各市町において、安心して排出できるという環境をつくるためにも、実態調査は必要だと思っております。

ですから、そういった実態調査が、きめ細やかにやられるということ、まだ恐らく1年間ぐらいでできるかどうかわかりませんよね、実態調査ですね。ですが、そういった実態がきちっと掌握でき、そして1年間ぐらいの周知期間をおいて提案するということは、手順として大変重要やないかと思っております。そういう意味では、今回の改定は時期尚早という感は否めないです。ですから、むしろ留保せざるを得ないということに、私は意見としてはそういうことになります。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

浜野議員及び北林議員から、本件について留保する旨の発言がありましたので、退席してください。

(浜野議員及び北林議員 退席)

それでは、第14号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員。よって、第14議案、乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○富岡浩史議長 日程9、第15号議案 平成29年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 日程9、第15号議案 平成29年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に1,139万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ28億7,341万円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

4款財産収入、2項財産売払収入では、有価物として売却しております鉄・アルミ類の売却単価が、当初見込みより高くなったこと、また、リサイクルフェアで販売いたしました再生品売上額が、当初見込みより上回ったことによりまして、536万6,000円の増額補正をするものであります。

また、7款諸収入、2項雑入では、容器包装ごみのリサイクルが合理的・効率的に進められ、リサイクル費用が想定を下回った場合において、その下回った金額のうちの半額を、品質基準及び低減額貢献度に応じまして、日本容器包装リサイクル協会から各市町村へ支払われます、再商品化合理化拠出金として、602万4,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出でございます。

まず、1款議会費では、組合議員視察研修会で借りました車両に係ります契約差金といたしまして、14節使用料及び賃借料で6,000円を減額補正するものであります。

次に、2款総務費、1目一般管理費では、先ほど議決を賜りました職員給与条例の改正及び、本年4月1日の人事異動等に伴う人件費の減額、組合広報紙等に係ります印刷製本費及び職員の健康管理等に係ります各委託料等における契約差金の減額のほか、給水配管等の修繕におけます増額分を合わせまして、345万5,000円の減額補正をするものであります。

7ページの、5目基金費では、財政調整基金積立金を122万1,000円増額補正するものであります。

次に、3款衛生費、1目清掃総務費では、先ほどの一般管理費と同様に、給与条例の改正及び人事異動等による人件費といたしまして、114万1,000円を増額補正するものであります。

8ページの、3目し尿処理費では、槽内清掃委託料の契約差金といたしまして、21万2,000円を減額補正するものであります。

次に、4款事業費、2目埋立処分事業費では、大阪湾フェニックス処分場への本組合の委託処分量が増量となりますことから、今後、本年度中に発生する焼却灰1,400トン、大阪湾フェニックス処分場で処分することとし、その処分に係る費

用といたしまして、廃棄物埋立処分委託料で、1,270万1,000円を増額補正するものであります。

以上、平成29年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について歳入歳出一括で質疑を行わせていただきます。

ご質疑ございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 歳出の7ページですけど、ストレスチェックの関係で確認したいんですが、ストレスチェック実施委託料5,000円減で出てるんですが、ストレスチェックそのものことで聞きたいんですけど、ここの組合の職員数と内訳というのは、50人以上いないはずですね。内訳を教えてください。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現在、組合の職員数は34名でございます。そのうち2名は再任用短時間勤務職員でございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 あと、アルバイトとか、そういう嘱託とか、ないのですか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 嘱託等はございません。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 これ、本来、労安法の関係で50人以上が義務づけですね。いってないのに踏み出せてるというのは、いいことだと思うんですけど、何かそれひっかけて、ここは減だけ出でて、前後がわからないのですが、何か理由があったのでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 近年、本組合におきましても、退職者が数名生じておる状況にございましたので、平成27年から産業医の委託をいたしまして、28年度からは50人未満ではございますけれども、率先してストレスチェックの制度を導入いたしまして、職員のストレス状況をまず自らチェックしていただくということで取組みを進めているところでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 わかりました。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 フェニックスへの埋立計画が変更になって、今後、15年間に埋立期間が伸びたと、そのこと自体は乙環にとってはよかったと思うんですけども、ただ、率直な疑問というか感想として、余りにも変化が大き過ぎるということと、タイミングが

悪過ぎるなど思いまして、異常に。

というのは、29年度から3,000トンに減らして、そのために5年契約して、勝竜寺に埋立やるといようなことを5年計画でやったばかりですよ。

私、フェニックス事業計画ってあまり知らなかったですけど、今回、こういう資料をいただきましたけど、結構変更されてるんですね。端的に質問しますと、この29年度から乙環が、もう減らさざるを得ない、フェニックスへの搬出は減らさざるを得ないということで、そういう事業をやったり、タイミングで、そういうことが予測できなかったのか、あるいはそういう情報提供がなかったのか、この点についてお聞きしたいんです。それ、フェニックスの埋立量とか、そういう状況、データというのは公表されているんですね、恐らく、私、知らないんですけども。

たまたま、私、ホームページで調べておりましたら、大阪湾フェニックス事業の現状と課題及び今後の方向として、平成23年に出されているやつで、こんなことが書いてあって、基本計画の変更、平成23年時点ですけど、一般廃棄物の受け入れ枠の一部を産業廃棄物の受け入れ枠に振りかえることにより、一般廃棄物と産業廃棄物の受け入れを同時終了して、埋立期間を平成39年度まで延伸する計画案について準備を進めているということで、この時点で39年度まで計画が延伸されたのかなと。

この時点では、産業廃棄物の受け入れを抑制せなあかんというて、一般廃棄物の受け入れ枠を産業廃棄物の方へ回すことが書いてある。

今回、言うてるのは逆ですね。産業廃棄物と埋立残物が、あっちの方が計画よりも少ないので、余ると。だから、39年度まででいっぱいにならへんから、一般廃棄物をそっちに回して、それで同時終了するようにするのだと。何か、5、6年前に言うてたことと正反対のことが言われていて、その辺のことも含めて、1年前の段階で、確か去年の12月議会で、このことについて、計画変更について説明されたと思うので、ちょっとご説明いただけませんか。余りにタイミングが悪過ぎると思いますので。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 確かに今議員おっしゃるとおり、39年度末で終了するというふうに、2期計画で進めて、我々組合の方も、それに向けて準備をしてきたわけでございます。

今回、その一廃枠の方に産廃枠と陸上残土の枠が、190万立方メートル振り分けられたということが、この夏の説明会で説明がございまして、それまで全然わからないという状況でございました。

まだこれも正式には決まっているわけではなくて、今年度末で決定されるであろうということで、今、正式な文書はないんですけども、こういう方向でいきますということで、先だって7月に、意向調査がございました。当面、どれぐらい持ってくるんやということで、2市1町さんにも協力をお願いしまして、ごみの排出量を出してもらいました。それで、うちの組合の今後予想される、平成60年度までの灰の焼却灰の搬出予想

量を出しまして、7月にフェニックスの方に提出した次第でございます。

この間、2か月ぐらいの間に、一般廃棄物の枠が190万立方メートル、増えましたよと、ただ、埋立地は同時に終わりたいのが原則なので、同時に終わらせるためには、一廃枠の方へ振り分けて終わらせるのが意向であるので、組合の方としましても、最近わかったことなので、もう少し早くわかっていたら、もちろんその手だてはできていたのですが、急遽わかったということで、今回、こういう対応となってしまったというのが現状でございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 それにしてもね、非常に大きな、量的に見てね、変更であるということで、最初に言いましたけど、そういうフェニックスの事業の進捗状況、埋立状況とか、データ、そういうものは公表されていないのでしょうか。乙環としてそういうものは日常、入手されていないのでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 そちら辺につきましては、説明会、この間9月に行きました説明会のときに発表されますので、それまでの詳細な内数等は、組合としては確認できておりません。公表もされていないと。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 となりますと、そのような大きな変更が突然されるというのは、市町、あるいは乙環にとっても、大変由々しき問題だと思うんです。実際に、今回でも、結果として、事業費の無駄な出費が出てくる可能性があるわけですよ。だから、ちょっとその辺のことについて、このフェニックス事業というのが、どういう形でされてて、仕組みになっているのか、全くわからないのですが、何らかの改善をやっぱり求めていくことが必要なのではないかなと思うんです。

今後、これまでは何か事業が延伸する方向ばかりでいいんですけど、あと5年たったら、いや、短くなりますとか、そんなことをされたら大変な事態になりますし、何かそういうふうな基本的な情報ですら、関係市町に提供されていないというのは、私、ちょっと異常ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今のフェニックスの内容でございますが、フェニックスの促進協議会というのが設けられております。そこに本組合は入っておりませんが、その促進協議会で一定そういう詳細な進捗状況等の説明がされておられるかと思えます。

本組合も、今、課長が申し上げたとおり、年1回、京都府の市町村説明会がフェニックスの方でされますので、そこで決まった結果報告があるということだけになります。ただ、しかしながら今おっしゃるとおり、期間が延びるものはまだあれですけども、期間が例えば短くなるということを急に言われても、対応がしかねるという部分も出てまいりますので、そういった部分につきましては十分情報収集に努めていきたいという

ふうにご考慮しておりますし、また、フェニックスさんの方にも、そういうようお願いもしていきたいというふうにご思っています。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 その件は、ぜひよろしくご願ひしたいとご思います。

次はもう1個別の質問ですけれども、今回、フェニックスへの搬入委託料1,200何十万増額ということですが、今年度の予算で勝竜寺の方に3,000トン埋め立てるということで、5年契約されまして、それで、これは廃棄物の搬出委託料、それが確か5年契約で1億円少し、単年度で2,100万円ぐらいだったと思うんですが、従来はフェニックスへの搬出が1,700万円ぐらいで、今回は、平成29年度から5年間はフェニックスへ半分、勝竜寺へ半分、勝竜寺の方が近いけれども、埋立の作業が要るということで、搬出事業費が400万円強上がっているんですね。

何を言いたいかといいますと、来年度以降、1,700万円に戻すことができるんですか。戻していただかなあかんと思うんですが、契約はどうなっているかということも含めて、見直しをお聞かせ願えますか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今ご指摘の内容ですが、予算につきましては、あくまでも昨年度設計した金額で組ませていただいておりますのが平成29年度の予算でございます。結果的に、入札の方させていただきまして、今、現状につきましてはトン当たり2,680円の消費税ということで、トン当たり2,894円で、今運搬していただいておりますので、それを6,000トンのオーダーしますと、約1,730万円ほどの支出見込みというのが今年度の見込みでございます。

それと、来年度以降につきましても、今相手さんが業者さんの方と十分折衝しているというのが、今、最中でございます。最終的には一定協議の末、適正な費用を踏まえた予算計上をしていきたいというようにご考えております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 5年契約をされたと思うので、契約の内容がどういうことなのか、詳細はわからないのですが、乙環としては契約の内容、もう一回、事情が大きく変更したので、もう一回見直して、乙環にとって不利にならないような見直しを行っていくということでよろしいでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もちろん、業務発注仕様の内容で、今は勝竜寺に3,000トン、フェニックスに3,000トンという、行き先を指定しておりますので、今回、行き先の方の量の割合も変わってまいりますので、そういった部分も含めて、契約変更も含めて進めていきたいとご思います。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今後、今年度も、今年度末までは、全量フェニックスへ運ぶんですね。

このことに関しては、今年度はもうこのままいくということですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今年度につきましては、このままいかせていただきたいと思  
います。

○富岡浩史議長 ほかに。

北林議員。

○北林重男議員 電算システム管理事業の関係ですけれども、公会計システム保守委託料と、  
それから、もう一つは、システム導入委託料というのが計上されているのですけれども、  
この中で、一部、公会計簿、導入されている部署があるという解釈での、恐らく保守委  
託料ですね。もう一つは、導入というのは、もう一般的に公会計移行していくというこ  
とを、今後何カ年計画で進められようとお考えなのか、その2点について。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 公会計システムの関係ですけれども、公会計制度につきましては、  
統一的な基準による地方公会計の整備促進についてということで、国から既に要請が来  
ておりまして、今年度末までに統一的な財務書類を作成いたしまして、年度末までに公  
表するということが求められております。

それに向けまして、本組合におきましては、公会計制度導入いたしまして、今年度末  
までに財務書類4表を、作成いたしまして、年度末公表という形に向けて進めている中  
で、どうしても、システムを導入しなければ、その仕分け等々の大変複雑な作業と  
なってしまうので、今年度導入させていただいておりますので、内部書類の作成に  
向けて今進めておりますので、既にシステムは導入されておることから、費用がかかっ  
ているということでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第15号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員。よって、第15号議案、平成29年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算  
(第3号)については、原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、ほかに何かございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今日、資料でいただいた中で、組合議員視察研修案というのが出てるんですけど、これはどういう扱いになるんですか。

何を言いたいかといいますと、これ、2泊3日で北海道に視察ということが出てるんですけど、このことについて、質疑とかできますか。

○富岡浩史議長 これは、私の、議長の方からの報告事項で、説明させていただきます。

○杉谷伸夫議員 わかりました。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○富岡浩史議長 ないようでしたら、質疑を閉じます。

最後に、先ほどの行政視察の件です。平成30年度の議員視察研修についてであります。この件に関しましては、先日開催されました代表幹事会において、平成30年7月上旬に2泊3日で北海道、野村興産株式会社、イトムカ鉱業所及び北海道江別市環境クリーンセンターへの視察ということで、確認されましたので、皆様方にご報告いたします。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 質問できますか。これはどなたに質問すればいいのですか。

2泊3日で北海道ということで、ちょっとびっくりしたんですけども、これまで2泊3日というの、前例あるのですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 2泊3日の議員視察については、前例はございません。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 大体、これ2泊3日といいますと、どれぐらいの予算がかかりますか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今やってますのは、議員さん9名と随行職員含めまして、約100万円ほどはかかるということでございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 従来の倍ぐらいですね。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 従来の1泊研修で考えると、約2倍になります。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 となりますと、前例のない議員研修を、従来の2倍の費用をかけてやるというからには、やはり市民の理解を得るために、それを、前例のないことをやらなければならないという、その必要性が要ると思うんです。その辺についてはどうなので

しょうか。

この野村興産、水銀廃棄物の処理のところですね。そこに視察ということが、その前例のないことを、しかも、従来の倍の予算をかけてでも、どうしても視察しなければならない必要性について、説明いただけますか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、野村興産につきましては、各市町の方で収集いただいております。こちらにつきましては、全国都市清掃会議ルートでの処理ということで、今全国的に野村興産の方で廃乾電池の処理と廃蛍光灯の処理がされているのが現状でございます。

なおかつ、今年度の8月に水銀に関する水俣条約が発効されたという経緯もございまして、また、今後、環境省の方でも議論の方はされておりますが、水銀含有の製品等々の収集の規定であったり、処理の規定であったり、そういったものが今後強化されてくるようなことも聞き及んでおります。

そこで、今回、実質遠方でございますけれども、そういう処理の現状、それと、今後の水銀処理の方向性も含めまして、現地での研修をしていただく中で水銀処理の重要性を一定研修いただきたいということで、今回こちらの方をご提案させていただいております。

また、従来からの議会の中でも、そういった水銀処理の内容につきましてのご質問等もいただいております中で、こういう内容をご提案をさせていただいたというところでございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 最後に、意見と要望だけ。

今のご説明では、ちょっと私、どうなのかなと思います。日本中の自治体が、ここしかないでしょ、全国都市何とかいうところに委託して、全部ここで処理していただいていると。本市だけが特殊に委託しているところであれば、調べなあかんということかもしれないけれども、そういう事情の中で、あえて行かなければならないという必要性について、私は非常に疑問があります。私の意見としては、ぜひ、こういう中で、前例のない2泊3日の、多額の予算をかけて、議員視察をどうしてもやらなければならないとは思えませんので、ぜひ、予算議会までには見直しをしていただけたらなと考えます。

○富岡浩史議長 要望でいいですか。

それでは、これをもちまして乙訓環境衛生組合議会平成29年第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時10分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 富岡浩史

乙訓環境衛生組合議会副議長 北林重男

乙訓環境衛生組合議会議員 近藤宏和

乙訓環境衛生組合議会議員 浜野利夫